

1880年代教育史研究会ニューズレター
2003年10月9日 第6号

尋常中学校から高等中学校への連絡問題

—設置区域内無試験入学制度の実態分析を中心に—

(その1)

巖 平

過去のニューズレターにもしばしば取り上げられた尋常中学校から高等中学校への連絡問題を、とりわけ設置区域内無試験入学制度とのかかわりから考えて見たいと思う。

明治国家の教育体系の中、初等・高等教育に比べて中等教育の整備は遅れていた。しかし、1880年初頭になって、「中学校教則大綱」の発布を契機として中学校の整備が図られた。私立中学校は教科科目や教員の資格などの制限により次々と淘汰され、「各種学校」として位置づけられることを余儀なくされた学校も少なくなかった。一方、尋常中学校に対して、1886年の中学校令において一府県一校に絞られ、その水準向上が図られた。同時に、尋常中学校は、高等中学校との接続においても特権を付与された。その過程の中で特に着目に値するのは、1889年以降、高等中学校への無試験入学制度が実施された事実である。

まず無試験入学制度の実施状況を確認しておきたい。谷本会員にも言及されたが、第一高等中学校（以下、「一高」と略す）は1889年7月11日に設置区域内の尋常中学校卒業生に関する入学在学退学規程を定め、無試験入学制度を取り入れようとした（『第一高等学校六十年史』p.196）。それより3ヶ月ほど先の4月、西山さんに詳述されたように、第三高等中学校（以下、「三高」）では、区域内尋常中学校長会議において無試験入学の実施を議決した。いずれも同年9月の新学期より実施された事実が確認できる。では、他の高等中学校はどうか。時間順で並べておきたい。

もっとも早い時期で無試験入学の話題を取り上げたのは、第五高等中学校（以下、「五高」）である。谷本会員にも紹介されたように、五高開校を前に1887年8月、入学・学科・程度などに関する相談会が開催された（『五高五十年史』p.47）。この中、「将来各尋常中学ヨリ当校へ無試験ニテ転学スルノ便ヲ得ヘシ」といった「御相談ノ件」が挙げられた。また、第二高等中学校（以下、「二高」）において1888年11月に区域内尋常中学校長会議が開かれ、「各尋常中学校卒業中学力優等にして、其学校長の保証する者に限り、将来入学試業を須ひず、第二高等中学校本科へ仮入学を許可する事」と具体的な実施方法などを「熟議」したという（『教育時論』第131号、1888年12月5日刊）。さらに、第四高等中学校（以下、「四高」）設置区域内においても遅くとも1892年初頭から尋常中学校との連絡法が図られた。上記の三校に関する無試験入学の詳細については筆者には未だ把握していない。いずれにしても、各高等中学校において尋常中学校との連絡を保つために無試験入学を含めて模索していた事実は間違いないだろう。

しかし、ここで筆者が強調したいのは、無試験入学制度を利用できる中学校の範囲のことであ

る。無試験入学を認められたのはいずれも設置区域内の公立尋常中学校に限定されている。つまり、私立の中学校は除外されているのである。周知のとおり、森文政下に「中学校令」によって設置された高等中学校は、大学予備教育および高等専門教育の教育機能を期待されていた。しかし、実際には高等中学校は帝国大学へ進学するための予備教育機関として機能していた。そのために、高等中学校への無試験入学が府県立尋常中学校に限定されることは、私立中学校にとっては深刻な問題の一つとなった。

筆者は着目したいのは、こうした中学校「正格化」政策の中で無試験入学制度の果たした役割である。その時、高等中学校設置区域といった概念が登場してくる。神辺会員による連載中の「学区」の概念と異なる「設置区域」は、尋常中学校から高等中学校への連絡問題においていかなる意味を持っていたのか、次回から考察していきたい。

学区の思想（4）

神辺 靖光

1880年代、文部省が中学校の設置単位を府県にしようとしたのに、地方官や地域住民間では中学校の学区を郡や郡連合に求めるものが多くみられた。学区には学校の設置維持責任と生徒の通学区域という意味があるのだが、公教育をめざしたこの時期では行政区域の意味も強く持つ。郡とはどのような歴史的背景を持っていたのか。

古代、中国でいう郡とは大体、州の下位につく行政区域で県の上位にあった。郡県制といわれるものである。日本の「こおり」を郡の漢字にあてたのは大宝令以後のこととされている。「こおり」は朝鮮系の「評」で大きい野とも軍事的に編成された地域団体ともいわれる。一定の地域とそこに住む人々の団体をさしたものであった。大宝令施行とともに郡制がしかれ、郡司という行政官と郡衙が置かれた郡は行政圏になった。数郡、十数郡をまとめて国という大行政権とし、国司、郡司を置いた。「延喜式」（10世紀はじめ）には日本全国591の郡名があがっている。しかし荘園の発達で行政圏としての機能は衰え、律令制の崩壊とともに郡制はなくなり、以後、1878年の「郡区町村編制法」まで郡は地域を区画する名称となり、その区域も分割や変更が相次ぎ、名称もしばしば変わったりした。

このように中世、近世を通じて郡は地域名に過ぎなかった。しかし郡を一種の行政圏に擬することは時折、行われた。鎌倉幕府の守護代が郡ごとに置かれたこともあったし、郡代という代官名も散見する。徳川氏は広大な関東平野の外に日本各地に多数の直轄領地を持った。佐度、飛弾、隠岐など、一国が徳川氏の飛領地であった例もある。通常400万石といわれるこれらの直轄地は徳川氏配下の旗本が郡代、代官となって治めた。この場合の郡代は一郡の代官ではない。数郡を治める。関東郡代（江戸）、飛弾（高山）、西国筋（日田）、美濃（笠松）の4ヶ所に郡代役所があり、全国各地の徳川氏直轄領に代官、代官所（陣屋）が置かれた。郡代・代官は任期制である。江川太郎左衛門のように世襲に近い代々代官もあったが、世襲を基本とする封建体制の内側に中央官僚を派遣する地方行政の仕組みがあったのである。これらの郡代・代官のことを「県令」とも言った。全国の郡代・代官とその属僚

の名前を列記した「県令集覧」が江戸後期に刊行されている。戊辰戦争で没収した徳川直轄地を府または県としたのも、明治前期の「県令」も前時代から続く名称であった。

諸藩にも上級家臣が藩主の蔵入地を支配する郡代・代官の制があった。このように封建体制の中で郡は原則的に地名にすぎなかったが行政区画をして、また中央権直轄地の地方官、地方官衙として通念されていたのである。(吉川弘文館『国史大辞典』の各項による)。

郡を教育行政的な学区と見立てた最初は1870年、'71年頃の松江藩であろう。管内10郡にそれぞれ郷学校を設け、郡内郷村に散在した寺子屋に教則を頒布し、その教育を監督する。そして藩校修道館が藩内郷学校を監督するというものであった。(「府県史料・島根県歴史・政治部学校」)。

『明治天皇紀』とその史料 (2)

福井 淳

『明治天皇紀』編修に使用した史料(典拠史料)は、日々の記述中のひとまとまり毎に、その条の末尾にポイントを下げた形で掲載されている。そのうちから、『明治天皇紀』をひもとく場合に役立つものを、やや教育方面には遠回りをしつつも具体的に紹介していきたい。

まず、公文書類である。典拠史料に頻出する「当番日録」という文書がある。これは宮内省大臣官房総務課が作成した、いわゆる「業務日誌」である。たとえば板垣退助が1882年4月の「岐阜遭難事件」に勅使が送られたことに対する返礼のため6月3日に参内したことを、「板垣正四位、先般岐阜県ニおいて負傷之節、御見舞被下物等之御礼トシ参内イタシ、謁見之間次之間ニおいて宮内卿対面、茶菓下候事」と簡潔に記している。

ちなみに明治天皇はこの日公用もなく、板垣参内以前に太政大臣三条実美には会っている。勅使は送ったものの、自由党を率いる板垣に会うことは意図的に避けたものと思われる。奇しくもこの日は民権運動規制の集会条例が改悪された歴史の日でもあったから、益々もって天皇は板垣に会いたくなかったに違いない。この「宮内卿」とは徳大寺実則であり、次回で述べるように「日記」はこの時期のものは残されていない。よって『明治天皇紀』第5巻の同日の条は、ほぼこの「日録」に拠って書かれている。

なお同日の条の「当番日録」の次に掲げられた「供御日録」(ヨミは「くごにちろく」)は、天皇の飲食等を記録した文書であり、「茶菓」で接待したことはこれに拠る。

「恩賜録」も目立つ。これは大臣官房総務課が作成した天皇からの救恤・褒章や祭典等のための金銭・物品贈与を記録した文書である。これも板垣遭難の例を挙げると、「金三百円 正四位板垣退助 右今般岐阜県ニ於テ不慮之難ニ罹リ候ニ付、御尋トシテ下賜候事 但差遣は西四辻侍従持参之事」とある。ちなみに「御尋」とは御見舞いのことで、この勅使となった侍従西四辻は明治初年の大阪府知事として知られる人物である。

板垣への勅使決定は大臣官房庶務課が作成した「進退録」に記述があり、これ(「官員進退録」などの表記も使われている)もよく出てくるが、官吏の任免・昇級・叙位や勅使・旅行等を記録

した文書である。「進退録」は他官庁でも目にする表題である。板垣の場合、「侍従西四辻公業右御用有之岐阜県へ被差遣候事 一等仕人山本直嗣 右侍従西四辻公業、岐阜県被差遣候二付、随行申付候事」となっており、『明治天皇紀』ではこの随員は省かれている。

その他「侍従日録」はその名の通り、天皇側近の侍従たちの「業務日誌」である（侍従長や宮内卿の「業務日誌」は記されたことはなく、徳大寺実則の日記も公的な記述が中心であるが、あくまでも個人で付けた日記である）。以上のように恒常的に作成され続ける公文書に加え、単発の事項に対して作成される公文書があるが、それらは膨大で枚挙に暇がない。

さて、これら公文書は、『明治天皇紀』完成後に利用の便宜や整理の都合上等から表題が変わったり、別な史料綴りに再編集されたものも見受けられる。そのため、『明治天皇紀』の典拠欄を見て、さてこの史料を閲覧したいと願っても、今日では容易にはたどり着けないものも出てくる訳である。そうしたケースに遭遇された場合は、表題が似ているものや関係がありそうなものまで広く、根気よく探索されることをお勧めしたい。その上で不明なものは、廃棄されたか、非公開の史料なのである。

しかし、『明治天皇紀』の典拠史料に関わっては、別な問題も存在する。私の奇怪な経験（ようやく教育史に及びます）を今回の最後に付け加えておきたい。島田三郎の学事巡視の件である。80年7月、文部権大書記官島田は文部卿河野敏鎌とともに三重県津に至り、医学校・師範学校の巡覧を行った。中部・東海から近畿地方に至る行程の半ばのことである。『明治天皇紀』第5巻の7月4日の条は、巡幸中の明治天皇が「各地教育視察のため、聖駕に先立ちて東京を発せし」河野・島田他「の到れるに謁を賜ひ」、と記している。「謁を賜う」は、天皇が会うことである。しかし宮内庁に就職後のある日、思い立って典拠の「巡幸日記」等の公文書ほかの史料を搜索した結果、そのどの史料にも島田が「謁を賜」ったという記述がないことを見出したのである…。

本文には書かれているが、依拠したとされる史料中には記述がないという事実。かつて私はある論文で、『明治天皇紀』本文を引用して明治天皇と島田との出会いを述べたが、その根拠は今や史的には確認出来ないということになった。口伝か、差し障りがあって典拠の史料名を伏せたのか、『明治天皇紀』の史料の謎の一つである。

ホームページ上でのニューズレター公開について

前回研究会で会員の皆様にご相談しましたように、第5号分よりニューズレターの内容を本研究会ホームページでも公開していく予定です（それ以前の号についても順次公開していきたいと思いますが、差し障りのある方はご連絡ください）。準備時間をもうしばらくいただきますが、一般掲示板・会員専用掲示板（パスワードは小宮山会員までお問い合わせください）もありますので、チェックされるようお願いいたします。ホームページのURLは下記のとおりです。

[Http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/index.html](http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/index.html)

ご意見等心よりお待ちしております。

1880年代教育史像再構築の試み（2）

一 土屋忠雄著『明治十年代の教育政策』を再読する一

荒井 明夫

本研究会「ニューズレター」第三号において、一八八六（明治十九）年勅令第十五号「中学校令」成立をめぐる謎と問題解明への手がかりとなる二つの史料を提出した。核心は、八六年「中学校令」を、それ以前との断絶としてではなくむしろ連続として捉えようとする点である。

従来の日本教育史研究における明治前期教育政策の展開史は、一八七二（明治五）年「学制」の頒布と民衆による抵抗、その破綻、続く第一次～第三次教育令の政策的混乱と動揺を経て、森有礼初代文相の下諸学校令が発令されることで近代日本教育制度は確立され、この過程で発布された第二次教育令は、第一次教育令のもつ自由主義的側面を捨象し、儒教主義的教学理念の復活であって後の「教育勅語」によって確立される天皇制公教育の先蹤であった、と描く。一八八六年は成立過程から確立への転換点であった。

本小稿においては、この通説（今日では相当修正されつつあるが未だ未解明の問題を多々残している）に大きな影響を与えていると思われる土屋忠雄の名著『明治十年代の教育政策』（1956年刊行）を再読、今日克服すべき論点を抽出することを目的とする。

『明治十年代の教育政策』は、第一章で明治十年代の全体像を描き、続いて第一次教育令制定過程（第二章）とその実施結果（第三章）、第二次教育令（第四章）、第三次教育令（第五章）へと叙述する。各教育令の特徴、その実施結果の要点が整理されている。

土屋は、続く二つの章を「保守反動の政策 その一―発端―」（第五章）「保守反動の政策 その二―展開―」（第六章）として章立てた。この二つの章の全体の中での位置付けは、次のように明確である。

「周知のように、明治以後におけるわが国の教育目標は、明治二十三年の教育に関する勅語によって万古不易のものとされたと言われている。そして、それは事実において、戦前の日本の教育を完全に支配したものであった。この重要な教育目標の確立に向かったの支配的な歩みは、すでに明治十年代の初期において動き始めていたのであった。」（p. p 126～127）

最終章は「伊藤博文の活動」と題し、維新时期から初代内閣総理大臣として森有礼を登用するまでの教育における活動を整理している。ここまでの整理は、文字通り明治十年代の特徴をまとめ見事に整理している。

しかし、我々が、今日一八八〇年代を問題にしようという時、土屋のこの名著の、何をいかに問題にするのかをクリアしておく必要がある。再読して問題と思える部分を整理しておきたい。

第一に、本書のみならず続く『明治前期教育政策史研究』においても、森文政および森文政期に対する土屋自身の評価・歴史的な位置付けが不明確だという点である。先に引用した文に最も端

的に記されているように、一八八〇（明治十三）年第二次教育令を発端にした「保守反動」の教育政策の展開は後の教育勅語体制の先蹤であるとするならば、森文政および森文政期はいかなる位置付けとなりうるのか、という疑問が当然出てくる筈である。

第二に、第二次教育令以降の教育政策の展開を「保守反動の政策」と規定することの問題性である。ここに二つの重要な問題が見落とされている。第一に、第一次教育令直後から始まる近代的就学制度の法制整備に対する過少評価である。「保守反動」は、国民教育理念における儒教主義的潮流に関する評価でありその限りでは正しいのだが、その事を強調するあまり、この時期に進展する近代的就学制度の法制整備に関する評価が過少評価となっている。第二に、そのことと密接に関係するのであるが、第二次教育令の主役たちが「明治十四年政変」において追放されたことの事実である。

これらの問題は一九九七年に佐藤秀夫が整理して提起した問題である。次に検討しよう。（以下次号）

すでにご存じだと思いますが

中野 実著『近代日本大学制度の成立』が刊行されました

A5判 上製 カバー装 330頁 本体9000円。

出版元である吉川弘文館のホームページより紹介文を引用します

帝国大学創設の歴史的意義とはどのようなものだったのか。著者が発見した新史料を多用し、大学首脳の諸動向、学位制度創設過程、大学分校改組、大学内部の諸制度の形成などの検討を通じて多角的に解明する。さらに帝大を中核としつつ、新たに私学をも包摂する1910年代の大学制度改革の全貌を究明。現代の大学改革課題に、大きな示唆を与える。

〈主な目次〉Ⅰ＝帝国大学の成立—帝国大学体制成立史研究序説—（帝国大学成立前史／帝国大学をめぐる諸制度の形成／大学首脳の諸動向／帝国大学体制の成立とその改編の動向）／Ⅱ＝1910年代における大学制度改革論議と大学令（教育調査会と大学改革論議／大学令の制定過程）／Ⅰ解説…荒井明夫／Ⅱ解説…湯川次義

編集後記 私の都合で大幅に遅れ、申し訳ありませんでした。中野さんの本を未入手のままでしたが、これからじっくり読ませていただきます。次号の原稿は11月末日までということをお願いしたいと思います。年内には確実に発行いたしますので、恐れ入りますが、よろしくお願いたします。（富岡）。

<研究会連絡先>

〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

大東文化大学荒井明夫研究室気付 「1880年代教育史研究会」事務局

<ニューズレター原稿送付先>

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学教職教育部富岡勝研究室

e-mail : tomi2001@fmail.plala.or.jp (e-mailによる投稿も歓迎)